

# 石 金 造

ISHIZUCHI



ヒラメの中間育成放流事業(新居浜市)

平成22年度決算の概要	2
普通貸付、物資供給事業のご利用が 便利です	8
貸付事業のご利用に係る制限事項が 追加されます	8
団体信用生命保険事業中途加入のご案内	9
ボーナスの預入先に最適！共済貯金	9
被扶養者の資格調査を実施します！	10
退職予定者相談会の日程が決まりました	11
ライフプランセミナー (退職準備型・生活充実型)を開催します	12
特定健康診査・特定保健指導について	12
今月のヘルシーアドバイス(熱中症)	13
平成22年度医療費の状況	14
長期財源率の引上げについて	15

## CONTENTS

# 平成22年度 決算の概要

平成22年度の決算が、5月30日に開催された第179回組合員会で承認されました。

各経理の決算概要は次のとおりです。

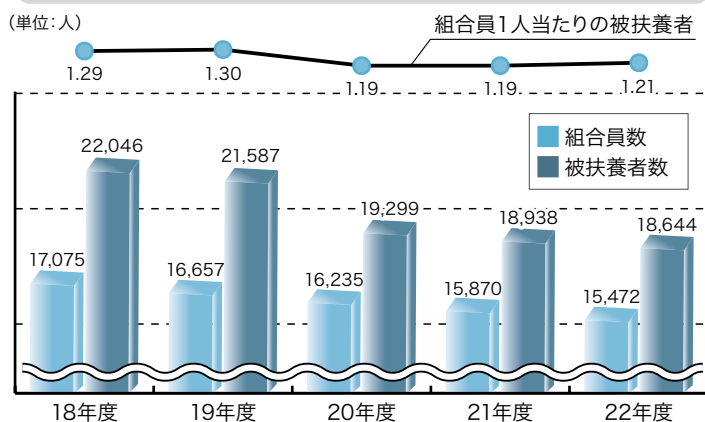
## 経理別収支決算一覧表

(単位:千円)

区分	収入	支出	当期利益金 (△当期損失金)
短期経理	10,350,653 687,585	10,273,494 671,030	77,159 16,555
長期経理	21,663,296	21,663,296	0
預託金管理経理	253,565	253,565	0
業務経理	259,198	252,831	6,367
保健経理	437,232	442,369	△ 5,137
宿泊経理	280,178	204,598	75,580
貯金経理	917,777	596,522	321,255
貸付経理	283,808	277,891	5,917
物資経理	23,103	118,869	△ 95,766

※短期経理の欄の上段は医療保険、下段は介護保険の収支を示す。

## 組合員数と被扶養者数の推移 (任意継続組合員を除く。)



この経理は、共済組合が短期給付、長期給付等の事業を行うための事務に要する費用を賄う経理です。

財源は、地方公共団体負担金(短期給付分)、短期経理からの繰入金及び全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)から交付される連合会交付金(長期給付分)などで、収入総額は2億5920万円となりました。

一方、支出総額は、事務費、委託費など諸経費の節減に努めた結果、2億5280万円となりました。

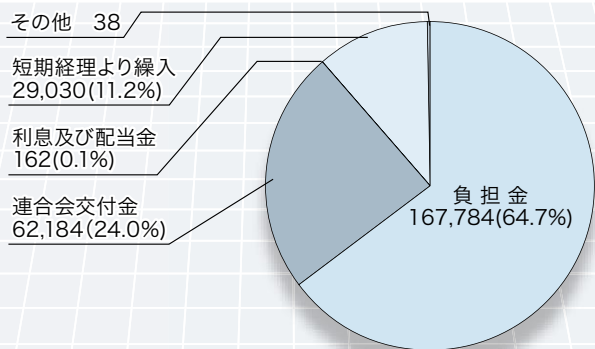
収支決算の結果、640万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。



## 業務経理

### 収入 259,198

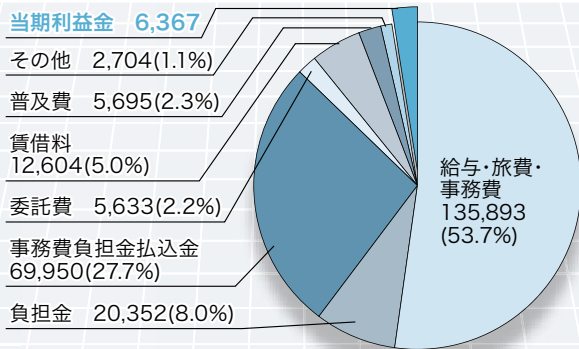
(単位:千円)



( )内は収入に占める割合

### 支出 252,831

(単位:千円)



( )内は支出に占める割合

# 平成22年度決算概要

## 短期経理



### 【短期給付関係】

平成22年度も、全国連合会の財政調整事業・特別財政調整事業の適用を受ける（5年連続）こととし、財源率を、前年度より10・3%引き上げて運営しました。

収入総額は、短期掛金・負担金、全国連合会からの交付金など、103億5070万円で、前年度と比べて6億7140万円の増加となっています。

一方、支出総額は、法定給付・附加給付等47億3850万円など、102億7350万円で、前年度と比べて、5億4500万円増加しています。

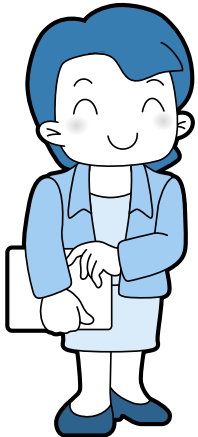
また、高齢者医療制度等に支出する額は、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金38億8020万円と老人保健・退職者給付拠出金2億6630万円を合わせて41億4650万円で、支出額の46%を占め、前年度より

3億8160万円の増加となりました。

収支決算の結果、7720万円の当期短期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積立て、翌年度へ繰り越しました。

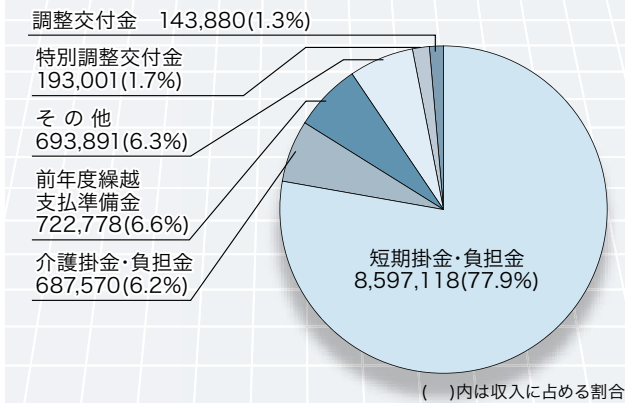
### 【介護保険関係】

平成22年度は、前年度より1・82%引き上げた10・32%の財源率で運営した結果、1660万円の当期介護利益金を計上しましたので、全額を介護繰越欠損金に充当し、なお生じる欠損金280万円を翌年度に繰り越しました。



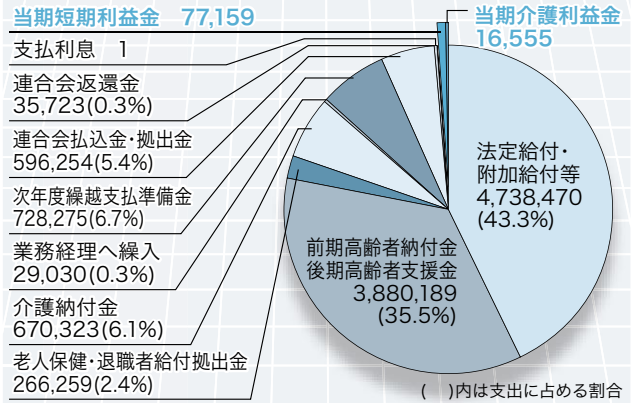
### 収入 11,038,238

(単位:千円)

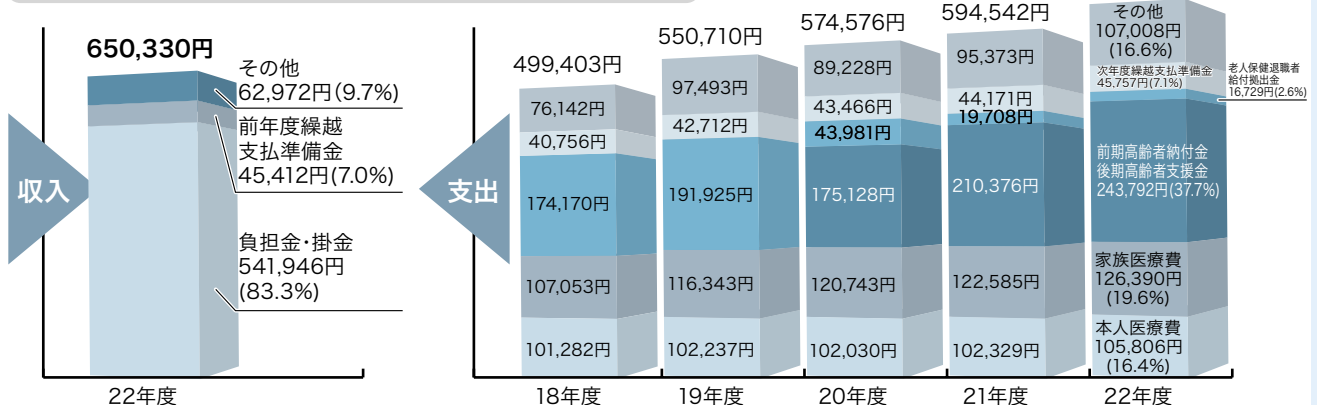


### 支出 10,944,524

(単位:千円)



### 組合員1人当たりの収入・支出(介護保険を除く。)内訳



## 貸付経理



収入総額は、組合員貸付金利息2億5840万円などの2億8380万円となりました。

一方、支出総額は、預託金管理経理への支払利息2億2540万円など2億7790万円となりました。

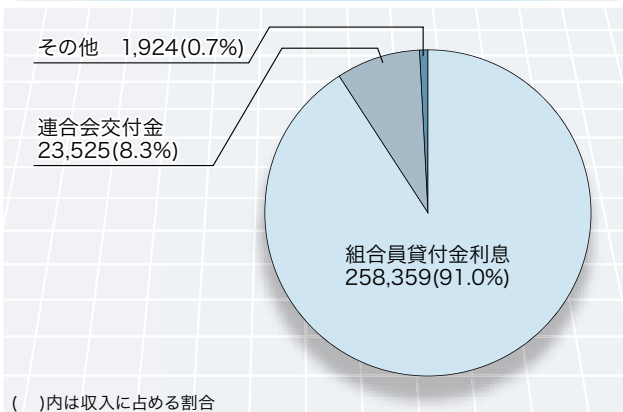
収支決算の結果、590万円の当期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

新規貸付については、前年度に比べ件数で約50件、金額で6430万円減少しております。22年度末の組合員貸付金は、前年度比で11億7940万円減の91億2550万円となり、依然として減少傾向が続いています。

なお、今年10月から貸付審査に新たな要件が加わりますのでご注意ください。詳細は、8Pをご覧ください。

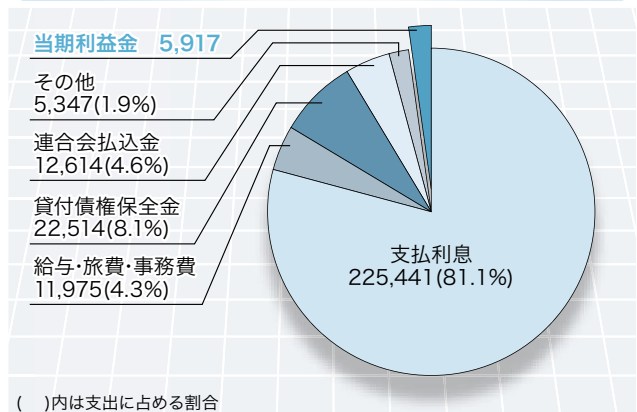
収入 283,808

(単位:千円)



支出 277,891

(単位:千円)

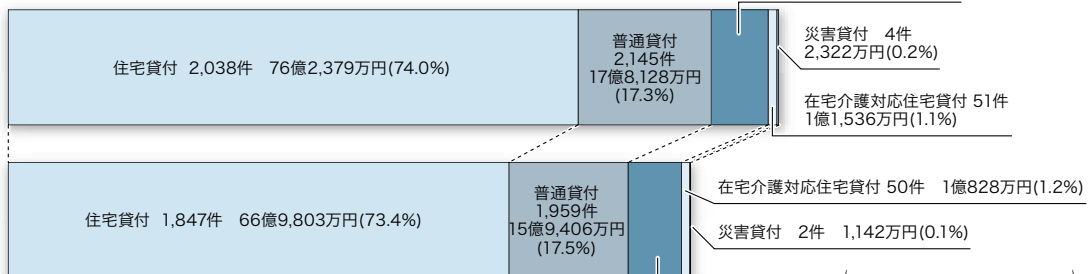


## 組合員貸付金の状況

平成21年度

合計 5,002件  
103億490万円

(平成22年3月31日現在)



平成22年度

合計 4,565件  
91億2,549万円

(平成23年3月31日現在)

医療	2件	163万円
入学	293件	2億1,902万円
修学	316件	4億1,317万円
結婚	91件	7,544万円
葬祭	5件	444万円

## 宿泊経理



耐震補強改修工事のため、22年6月から23年3月までの10ヶ月の営業の結果、収入総額は、施設収入6730万円、当該工事等に係る保健経理からの繰入金8510万円、物資経理からの相互繰入金9000万円などを含めた2億8020万円となりました。一方、支出総額は、2億460万円でした。

収支決算の結果、7560万円の当期利益金を計上しましたので、全額を欠損金補てん積立金へ積み立てました。

本年7月からは、四国四県共済組合宿泊施設の合同プランとして大変お得な料金の「四国旅割劇場」をスタートしております。詳細は、本紙挟み込みのチラシ又は当会館のホームページをご覧ください。

安全・安心な施設として、皆様のご利用をお待ちしております。

# 平成22年度決算概要

収入総額は、掛金・負担金、全国連合会からの交付金など、4億3720万円で、前年度と比べて800万円の増加となっています。

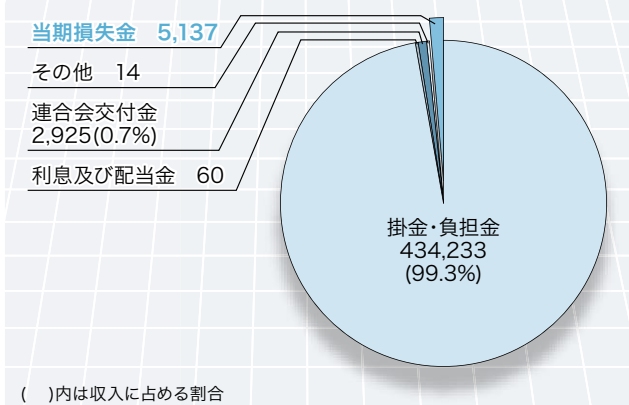
一方、支出総額は、人間ドック利用助成等の厚生費2億9660万円、えひめ共済会館の耐震補強改修工事に係る宿泊経理への繰入金8510万円等で、4億4230万円となりました。

収支決算の結果、510万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金の一部を取り崩して補てんしました。

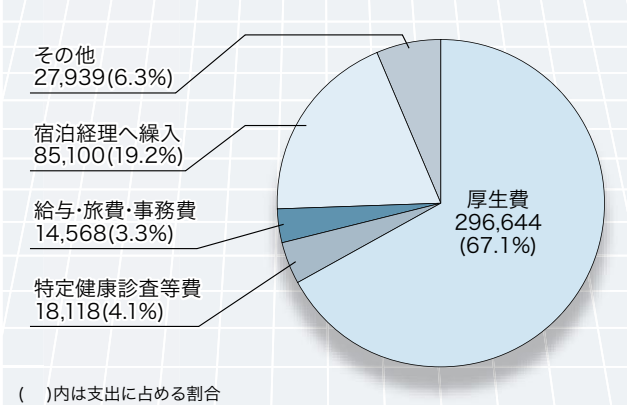
20年度から始まった特定健康診査及び特定保健指導に関する費用は1810万円、また、事業費の84%を占める人間ドック・脳ドック利用助成は、前年度より540万円増加の2億6590万円となりました。



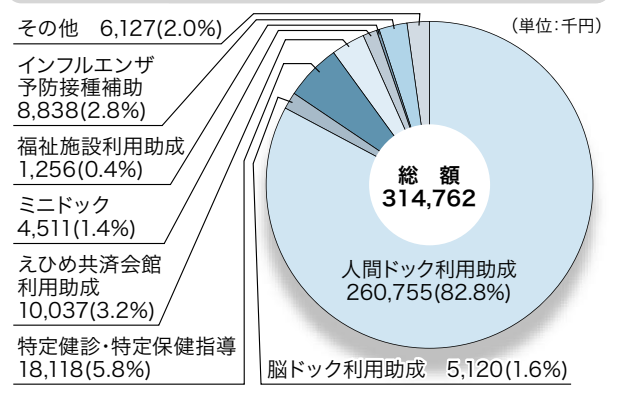
## 収入 437,232 (単位:千円)



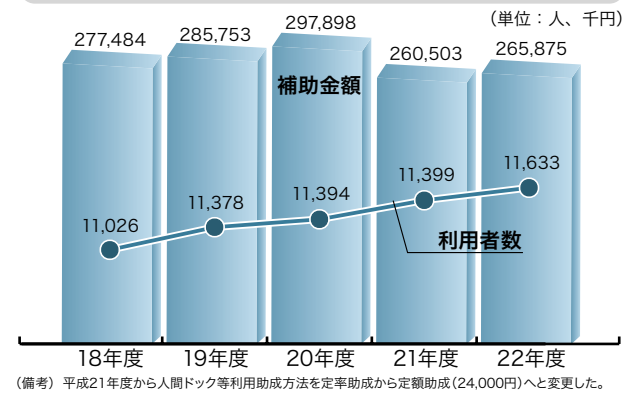
## 支出 442,369 (単位:千円)



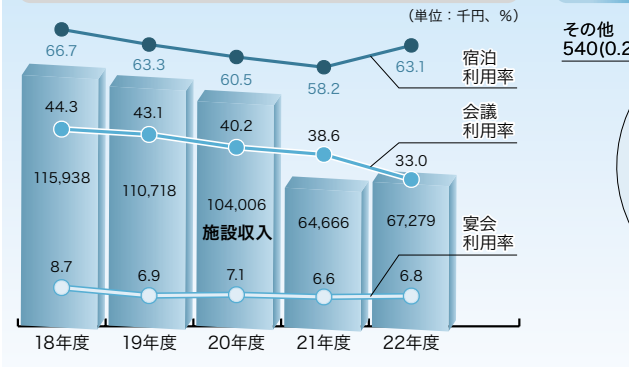
## 事業実施状況



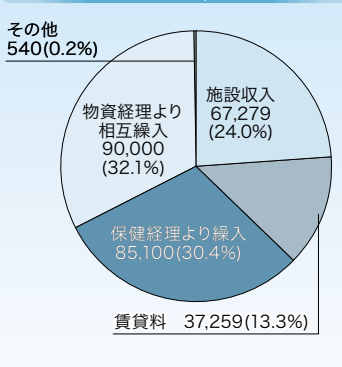
## 人間ドック・脳ドック利用者数及び補助金額の推移



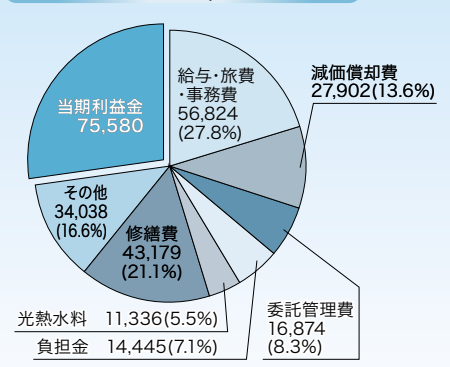
## えひめ共済会館施設収入及び利用率の推移



## 収入 280,178 (単位:千円)



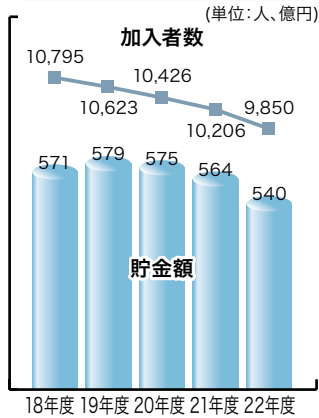
## 支出 204,598 (単位:千円)



( )内は収入に占める割合

( )内は支出に占める割合

## 組合員貯金額・加入者数の推移



組合員数の減少などの影響により貯金残高及び貯金者数が年々減少する中、金利・経済情勢の悪化などによる運用収益の減収により、収入総額は、前年度と比較して7430万円減少し、9億1780万円となりました。

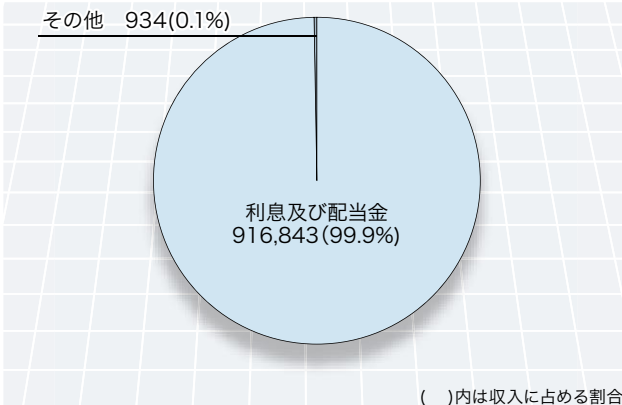
一方、支出総額は、支払利率を昨年度と同様の1.0%に据え置いた結果、支払利息5億4240万円などの5億9650万円となりました。

収支決算の結果、3億2130万円の当期利益金を計上しましたので、全額を積立金として積み立て、翌年度へ繰り越しました。

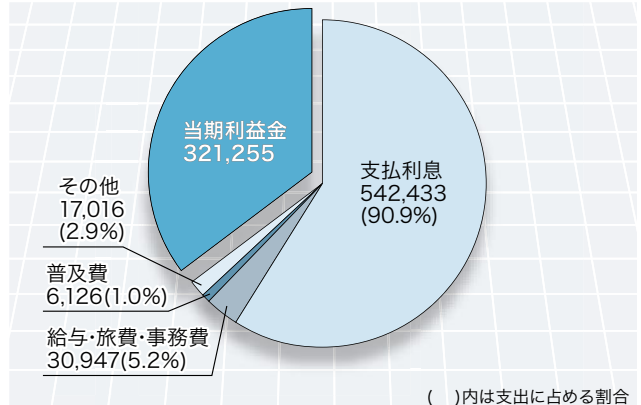
本年度末の貯金残高は539億5690万円、加入率は62.04%で、初めて前年度を下回る加入率となりました。

## 貯金経理

### 収入 917,777 (単位:千円)



### 支出 596,522 (単位:千円)



## 物資供給事業販売状況 (単位:件、千円、%)

販売品目	件数	金額 (千円)	割合 (%)
自動車	214	292,728	97.8
自動二輪車	7	3,786	1.3
時計・貴金属	1	600	0.2
電気製品	1	610	0.2
その他	9	1,642	0.5
合計	232	299,366	100.0

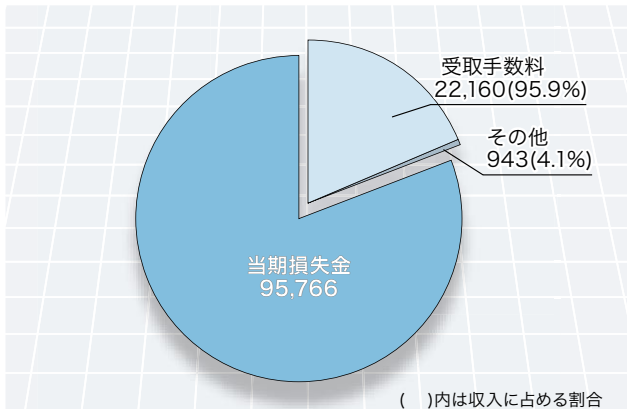
収入総額は、受取手数料などの2310万円で、支出総額は、預託金管理経理への支払利息1500万円、えひめ共済会館の耐震補強改修工事に係る宿泊経理への繰入金9000万円など1億1890万円となりました。

収支決算の結果、9580万円の当期損失金を計上しましたので、前年度から繰り越した積立金の一部を取り崩して補てんしました。

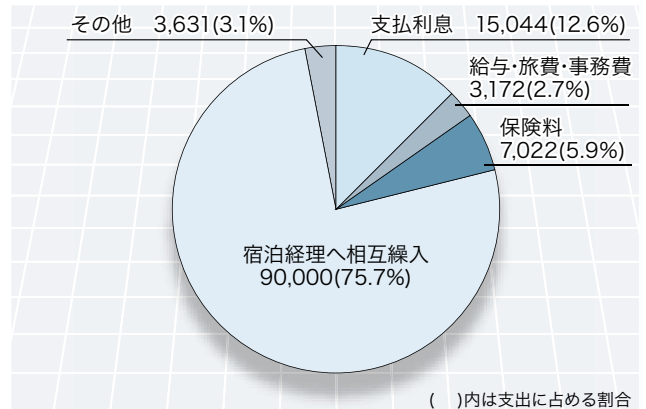
販売件数は、前年度より13件減の232件、販売金額は、前年度より1680万円減の2億9940万円となりました。

## 物資経理

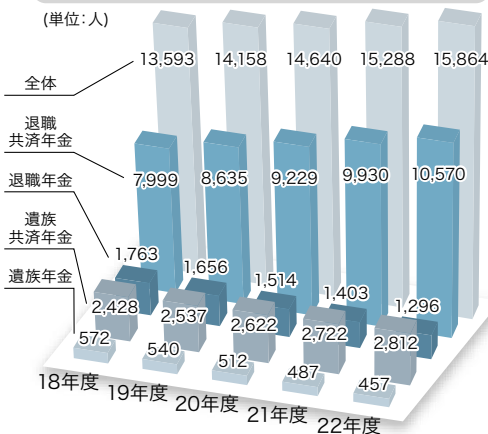
### 収入 23,103 (単位:千円)



### 支出 118,869 (単位:千円)



年度別年金受給権者数の推移



この経理は、年金の給付に係る掛金・負担金を収納し、全国連合会へ納付する経理となっています。これにより、22年度中に収納した掛金・負担金216億6330万円については、全額、全国連合会へ納付しました。

また、年金受給者数は前年度より576人増加し、15864人となりました。そのうち、退職共済年金受給者数は10570人、退職共済年金受給者の平均年金額は139万3484円となりました。

## 長期経理

### 第179回組合会において「医療保険制度及び年金制度に関する決議」が次のとおり採択されました。

#### 医療保険制度及び年金制度に関する決議

わが国の社会保障制度は、長引く社会経済情勢が低迷する中、急速な少子高齢化などにより、かつてない厳しい財政状況に直面していることから、政府は、持続性のある医療、年金、介護と財政再建の両立を目指し、「社会保障制度と税の一体改革」の実現を図っています。

医療保険制度については、昨年末、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、年齢区分のない新たな高齢者医療制度に関する「最終とりまとめ」が示されましたが、共済組合などにさらなる負担を強いるものであり、短期給付の健全な財政運営を行っていくことは極めて困難な状況となることが予測されます。

特に、年々増大する高齢者の医療費は、各医療保険者の財政を圧迫してきており、本組合の平成23年度における高齢者医療制度に対する支援金、納付金等の負担総額は、短期経理の支出の47%を占めるに至り、6年連続で財源率の引上げを余儀なくされ、組合員にとって大きな負担となっています。

一方、年金制度については、全ての年金制度を例外なく一元化すること、また、全額税方式による最低保障年金を導入すること等「新年金制度の7つの基本原則」が示されたところであります。しかしながら、我々の公務員共済年金は、長い歴史と沿革の中で、職務の能率的運営に資するという公務員制度の一環として位置づけられてきたものでありますので、新しい制度設計に当たっては、公務員の特殊性を踏まえたものであることが必要であります。

つきましては、地方公務員共済組合制度の根幹となる医療保険制度及び年金制度が将来にわたり健全に維持、運営され、共済組合制度の目的である組合員及びその被扶養者並びに年金受給者の生活の安定と福祉の向上に資するため、特に下記の事項について強く要望します。

#### 記

##### 1 医療保険制度関係

- (1) 新たな高齢者医療制度は、医療保険制度全体に大きな影響を及ぼすものであることから、持続可能で安定した運営が確保される制度となるよう、共済組合等関係保険者の意見を十分聴取して、その理解と納得が得られるものとする。
- (2) 高齢者医療費のさらなる増高が確実視される中、高齢者医療制度への納付金、支援金等の負担方法については、現役世代の保険料に過度に依存することのないよう、国庫負担の拡充を図るとともに、公正で公平な合理性のある納得できる仕組みを構築すること。

##### 2 年金制度関係

- (1) 年金制度の一元化に当たっては、公務員の特殊性を踏まえて導入された共済年金の職域部分の経緯を尊重し、関係者の意見を十分聴取して、その理解と納得が得られるものとする。
- (2) 地方公務員共済組合については、公務員制度の一環として総合的社会保障制度を運営するうえで効率的な組織として構築されているので、年金の一元化後も引き続き年金を含めた総合的な運営の確保が図られるようにすること。

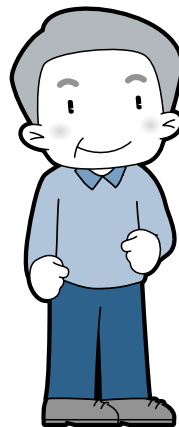
以上、決議する。  
平成23年5月30日

愛媛県市町村職員共済組合 第179回組合会

#### 年金受給者数及び平均年金額

(単位：人、円)

区分	受給者数	平均年金額
退職共済年金	10,570	1,393,484
遺族共済年金	2,812	1,347,157
退職年金	1,296	2,302,331
遺族年金	457	1,208,330



## 預託金管理経理

この経理は、全国連合会から年金積立金の一部の預託を受けて、貸付経理、物資経理への貸付及び縁故地方債の引受けにより、預託された資金の管理・運用を行う経理です。

22年度の収入総額は、運用により生じた利息及び配当金など2億5360万円で、全額を全国連合会へ払い込みました。

# ローンで自動車、バイク、家電製品等の購入をお考えの方におすすめ 普通貸付、物資供給事業が便利です



共済組合では、組合員の皆さまが自動車、バイク、家電製品等を購入する場合に必要な資金を貸し付ける制度として、普通貸付(貸付事業)、物資供給事業を行っています。

組合員限定のため比較的有利な条件で借入れを受けることができるうえ、給与天引きによるご返済となることから月々の返済にお手間を取らせません。一部又は全部の繰上償還も手数料なしで随時に受け付けていますので、余裕のあるときにまとめて返済して支払利息の大幅圧縮—なんてご利用も可能です。

銀行等からの借入れをお考えの皆さま、共済組合の貸付事業又は物資供給事業のご活用をぜひ検討してみてください。

また、貸付事業では、普通貸付以外にも住宅貸付、特別貸付(修学・入学・結婚等)の制度をご用意しています。各制度内容につきましては、本誌面で随時ご紹介しているほか、詳細を共済組合ホームページに掲載しています。なお、利用申込みにあたっては、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

	貸付事業(普通貸付)	物資供給事業
貸付(立替)事由	自動車、家電製品等を購入するとき	指定店※から自動車、家電製品等を購入するとき ※指定店は4月号別冊「指定店名簿」又は共済組合HPでご確認ください。
利用限度額	給料月額6ヵ月分(200万円を超えるときは200万円)	200万円
利率(変動)H23.7.1現在	年2.72%(債権保全に係る一部負担年0.06%を含む。)	年2.90%
償還(返済)方法	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※100万円以上のお申込みのときは賞与併用償還も可能です。	毎月の給料※から定額控除(元利均等償還) ※ご利用額の半分を限度として賞与併用償還も可能です。
償還回数	申込額に応じて定められている回数(最長120回) ※共済組合HP掲載の償還表でご確認ください。	60回を限度として利用者が決めた回数 (賞与償還分は月賦期間を限度として利用者が決めた回数)
繰上償還	未償還元金の全部又は特定回数分	毎月又は賞与償還分それぞれの未償還元金の全部又は特定回数分
締切日及び送金日	締切日：毎月5日、15日 送金日：15日、月末(組合員の口座へ送金) ※組合員が購入店に支払う。	締切日：毎月5日、20日 送金日：月末、翌月15日に指定店の口座へ送金 ※共済組合が購入店に立替えて支払う。
利用制限	他の金融機関等からの借入金及び共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など	共済組合(貸付事業・物資供給事業)からの借入金の年間償還額の合計が年収の30%を超える場合、又は毎月償還額の合計が給料月額の30%を超える場合など

## 計画的なご利用をお願いします

貸付事業・物資供給事業における貸付金・立替金の資金は、組合員の皆さまが将来受け取ることとなる年金の原資です。

また、貸倒れ事故の発生は保険料の増大を招き、将来の制度利用者がそのしわ寄せを受けることとなりますので、無理なく組立てた余裕ある返済計画にしたがってのご利用をお願いします。

なお、貸付審査にあたっては、申込内容等により、別途審査に必要と判断した書類の提出を求めることがありますのであらかじめご了承ください。

## ………貸付事業のご利用に係る制限事項が追加されます………

本年10月から貸付審査に下記の要件が加わります。これらの要件に該当する場合は、貸付事業のご利用が制限されることとなりますのでご注意ください。

◇無給休職及び懲戒処分により給料の一部が支給されていない場合

⇒ 無給又は減給期間につきご利用ができなくなります。

◇部分休業等により給与の一部が支給されている場合

⇒ 現に支給されている給与額に基づき月収・年収30%制限の審査(償還能力審査)を行います。

ただし、この場合の期末手当等の額については、月給(減額されているときは減額後の給料額)に4を乗じて得た額を期末手当等の額とみなして年収計算を行います。

◇貸付対象不動産に根抵当権が設定されている場合

⇒ 抵当権の設定が必要な住宅貸付、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付のご利用ができなくなります。



貸付事業をご利用の皆さまへ  
中途加入が**随時可能**  
となりました！



# 団体信用生命保険事業 中途加入のご案内

団体信用生命保険事業は、共済組合の貸付金(普通・修学貸付を除く。)を借り受けている組合員が、万一死亡又は高度障害となった場合、保険金により債務を相殺することにより組合員とその家族の生活の安定を図ることを目的とする保険制度です。

中途加入をご希望の場合、これまでは限られた募集期間中にお申込みをいただく必要がありましたが、この度、思い立ったときに随時に加入のお申込みが可能となりました。

変更点	旧方式(平成22年度まで)	新方式(平成23年度以降)
保険適用日	毎年の12月1日	申込日(告知日)の属する月の翌々月1日
申込受付期間	募集年の7月1日から9月末日まで	随時
保険金額	募集年の9月末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた金額	申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた金額

## ◆対象者

- 貸付申込時の健康状態が下記の告知事項に該当したため加入できなかった方で、その後状態が改善された方及びその他の理由により未加入の方
- 申込日の属する月の末日現在の貸付(普通・修学貸付を除く。)残高が50万円以上あり、満70歳未満の方

**告知日現在、正常に就業し、かつ過去3年以内に次の病気で連続2週間以上の入院をしていないこと。**

狭心症・心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・高血圧症・脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)・脳動脈硬化症・精神病・神経症・てんかん・自律神経失調症・アルコール依存症・ぜんそく・慢性気管支炎・胃かいよう・十二指腸かいよう・かいよう性大腸炎・慢性すい臓炎・慢性肝炎・肝硬変・慢性腎炎・ネフローゼ・腎不全・がん・肉腫・白血病・腫瘍・ポリプ・糖尿病・リウマチ・膠原病

脱退後の再加入はできません。

## ◆保険金額

申込日の属する月の末日現在の貸付残高を10万円単位に切り上げた額

2年目からは、毎年9月末日の残高を保険金額とします。

## ◆保障開始日

申込日(告知日)の属する月の翌々月1日

## ◆特約保証料(保険料)

保険金額10万円につき月額20円(年額240円)

初回払込みは、加入者が指定する金融機関の口座から、1年分を申込日(告知日)の属する月の翌々月に引き落とし、2年目以降も毎年初回に引き落としした月と同月に引き落とされます。

(参考)貸付金残高3,973,818円の場合  
400万円に切上げ  
 $400万円 \div 10万円 \times 20円 = 800円$   
 $800円 \times 12月 = 9,600円$ (年額保険料)

## ◆加入手続き

共済事務担当課(係)を経由して共済組合へお申込みください。

## ◆その他

団信に加入される方は、併せて団信の付帯事業である「債務返済支援保険」についても加入できます。債務返済支援保険とは、借受人が償還期間中に病気又は傷害により休職になった場合等就業不能となったときに、最長3年間、毎月の返済金額を補填するもので、債務返済支援保険料(月額)は、平均返済月額(年間返済額÷12)1万円当たり99円です。

(参考)平均返済月額が20,000円の場合  
 $20,000円 \div 10,000円 \times 99円 = 198円$   
 $198円 \times 12月 = 2,376円$ (年額保険料)

## 物資指定店

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消 (取扱店)	H23.5.1	(株)アイ-アイ-エー 三津店 春美店	松山市祓川2-6-7 松山市春美町2-10	/	眼鏡

**ボーナスの預入れ先に最適！**  
**共済貯金** (年利1.0%  
税引後0.8%)  
共済貯金は、加入者の皆さまからお預かりした大切な資金を安全を第一に運用しており、現在約9,850人の組合員の方にご利用いただいています。ボーナスの預入れ先としては是非活用ください。  
預入れは、臨時増額貯金の専用振込用紙を使い、金融機関の窓口から随時行うことができます。  
なお、新規で臨時増額貯金や定例貯金の利用を希望される場合は、あわせて印鑑票などの提出が必要となります。ご利用の際は、所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

【このページについての問合わせ先】 共済組合経理課 貯金貸付係 ☎089(945)6316

# 被扶養者の資格調査を実施します！

組合員の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての要件を備えているか確認するため、本年も7月に「被扶養者の資格調査」を実施します。この調査は、適正な被扶養者の認定を行う上で重要な調査となりますので、被扶養者のおられる組合員の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ◆調査対象者

- 被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。
- ① 平成23年4月以降に認定された者
  - ② 平成23年3月以降に更新手続きした者

## ◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、表1の書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。  
 なお、扶養手当が支給されている被扶養者については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

## ◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

## ◆注意事項

扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、要件を欠いた日に遡って認定を取消することとなりますので、速やかに取消手続きをお願いします。  
 なお、取消日以降に医療機関等を受診されていた場合は、医療費等について返還していただくこととなります。

詳細については、共済事務担当課(係)又は共済組合総務係(T E L 0 8 9 ・ 9 4 5 ・ 6 3 1 5)へお問い合わせください。

# 被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、**主として組合員の収入により生計を**

**維持していること、**また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

(表1) 被扶養者資格調査提出書類一覧表

区 分	提 出 書 類
① 学生	○在学証明書(平成23年4月1日以降に交付された在学証明書)
② 病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	○障害者手帳の写、又は診断書 (就労に制限を受ける旨の内容記載のもの)
③ 年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	○平成23年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は23年度において改定がない場合は、23年6月分の送金通知書の写)
④ 給与収入のある者	○平成22年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤ 事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	○平成22年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ○事業収入申立書
⑥ 三親等内の親族のうち同居を要件とする者	○住民票 ○①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦ 継続認定(就職活動中)の者	○被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ○組合員証(遠隔地被扶養者証) ○平成23年度(平成22年分)の所得証明書(更新時) ○求職活動状況申立書(更新時)
⑧ 被扶養者の要件を備えていない者(取消手続きの必要な者)	○被扶養者申告書 ○認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ○組合員証(遠隔地被扶養者証)

(注) 1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。  
 2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

## 被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

## 収入について

扶養認定における「収入(表2)」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいいます。

◎ 給与収入は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎ 事業収入は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

◎ 年金収入は、所得税法上、非課税所得とされている遺族年金、障害年金も収入に含まれます。

## 被扶養者の認定の取扱い

### 18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能で

あると考えられます。

- 扶養手当の支給対象者
- 学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)
- 病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

- ① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況
- ② 組合員が扶養しなければならぬ理由
- ③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

### 父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

#### ① 夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

② 経済的援助  
組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む)の3分の1を下回る場合

(表2) 被扶養者認定の収入基準額表

区 分		基 準 額
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など (遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額130万円 (月額 108,334円)
上記以外の収入がある方		日額3,612円
雇用保険(失業給付)を受給している方		

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

## 退職予定者相談会開催

平成23年度に退職を予定されている方を対象に、退職後の医療保険・共済年金及び互助会の事業に係る相談会を日程表のとおり開催します。

退職時の手続や退職後の生活設計の参考に、是非ご参加ください。

参加希望の方は、各所属所の共済事務担当課(係)までお申し出ください。

日程表	開催年月日	開催場所	対象範囲
平成23年	8月25日(木)	西条市役所	西条市
	8月31日(水)	今治市役所	今治市、上島町
	9月 1日(木)	八幡浜市役所	八幡浜市・伊方町
	9月 2日(金)	大洲市総合福祉センター	大洲市・内子町
	10月 5日(水)	四国中央市役所	四国中央市
	10月 6日(木)	新居浜市役所	新居浜市
	10月18日(火)	宇和島市役所	松野町・鬼北町・愛南町
	10月19日(水)		宇和島市
	11月 9日(水)	えひめ共済会館	伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町
平成24年	11月11日(金)	西予市役所	西予市
	1月19日(木)～20日(金)	松山市役所	松山市
	2月(未定)	えひめ共済会館	全所属所

(注)一部事務組合等の組合員の皆さんは、原則として主たる事務所の所在する市町を対象とした相談会にご参加ください。

# ライフプランセミナー

## (退職準備型・生活充実型)

### 開催します

平均余命はますます伸びる傾向にあり、人生90年時代に迫る今、将来の目標や資金計画を明確にした長期的なライフプランを立てることが、今後の充実した生活につながります。

共済組合では、組合員の方への生きがい、健康、家庭経済設計等に係る情報の提供及び生涯を通じた生活設計づくりの支援のために、下記のとおりライフプランセミナーを(財)愛媛県市町村職員互助会と共同で開催しますので、是非ご参加ください。

	ライフプランセミナー (退職準備型)	ライフプランセミナー (生活充実型)
開催日	平成23年8月10日(水) …中予地区、中予地区(伊予市・東温市) 平成23年8月11日(木) …中予地区(松山市) 平成23年8月12日(金) …中予地区(久万高原町・松前町・砥部町)、南予地区	平成23年8月23日(火)
開催時間	10時30分～16時00分	10時30分～16時00分
対象者	①本年度退職予定者 ②①以外で55歳以上の組合員(定員を超える申込みがあった場合は、①を優先しますので受講をお断りする場合があります。)	①40歳以上54歳以下の組合員 ②①以外の組合員(定員を超える応募があった場合は、①を優先しますので受講をお断りする場合があります。)
日程等	日程表のとおり	
開催場所	松山市三番町5丁目13-1 えひめ共済会館 4階「豊明」	
定員	240名	40名
申込方法	各所属所の共済事務担当課(係)へお早めにお申込みください。 ※既に所属所あてご案内しています。	
その他	参加料は無料です。(昼食は共済組合及び互助会でご用意します。)	

### ライフプランセミナー (退職準備型)・(生活充実型)日程表

時間	内容
10:30～10:35	開会あいさつ
10:35～10:40	オリエンテーション
10:40～10:50	〔ビデオ上映〕
10:50～12:00	〔講演〕 ライフプランとは あなたのライフプラン
13:00～13:50	(財)地方公務員等ライフプラン協会
14:00～15:00	〔講演〕 人生90年時代の経済設計
	野村證券株式会社 投資情報部
15:10～15:40	地方公務員共済組合制度について
15:40～16:00	互助会事業について

※一部事務組合は、それぞれ主たる事務所の所在する市町の区分に含めます。  
※職務等の事情により該当地区の開催日に受講できない場合は、他の地区の開催日への申込みも可能です。

## 特定健康診査・特定保健指導について

### 特定健康診査とは

本年度中に40歳～74歳になる医療保険加入者全員を対象とした内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム、以下「メタボ」)に着目した健診です。メタボは内臓の周囲に脂肪がたくさんついた状態で、心臓病や脳卒中などの生活習慣病に進む危険性がとても高いので、早い段階で改善することが大切です。

●組合員：職場の定期健康診査又は人間ドックの受診をもって特定健康診査を受診したものとします。  
●被扶養者：対象となる方は、6月初旬に「受診券」を所属所経由で配付しています。(※本年4月1日現在で資格のない方・人間ドック利用者を除きます。)

案内文書及び受診券の注意事項をご確認の上、「受診券」と「組合員証」(保険証)を必ず持参し、契約実施機関で受診してください(無料)。  
なお、受診券の有効期限は平成23年12月31日ですので、期限内の受診をお願いいたします。

### 特定保健指導とは

受診結果に基づいて、メタボのリスクがある「動機付け支援」の対象者、リスクが高い「積極的支援」の対象者が選定され、支援対象者は、保健指導(面接・通信による生活習慣改善のための支援を受けること)になります。

●組合員：「動機付け支援」の対象者には共済組合から「利用券」を配付します。「積極的支援」の対象者には共済組合の保健師が所属所等にお伺いし、保健指導を行いますので、ご案内のあった方は、生活習慣の見直し及び生活習慣病の予防のため、是非、保健指導を受けてください。  
●被扶養者：対象となる方は、共済組合から「利用券」を配付しますので、契約実施機関で保健指導を受けてください(無料)。

### 特定健康診査・特定保健指導の保険料(短期掛金・負担金)への影響

特定健康診査・特定保健指導の利用率、メタボ該当者の減少率が低い場合には、医療保険者が拠出している後期高齢者支援金が増え、保険料が上がる可能性がありますので、ご利用をお願いいたします。

【このページについての問い合わせ先】 保健課厚生係 ☎089(945)6318

かかりやすい原因・対象



- ◎前日より急に温度があがった日
- ◎温度が低くても多湿であれば起こりやすい
- ◎室内作業をしている人が急に外に出て作業した場合
- ◎5歳以下の幼児、65歳以上の高齢者
- ◎肥満者、発熱のある人
- ◎睡眠不足

予 防 法

- 暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯に行う。
- 急に暑くなったときなどは運動を軽くおさえ、体を暑さに少しずつ馴らしていく。
- 発汗で失った水分と塩分の補給をこまめに行なう。  
(スポーツドリンクなど塩分と糖분을配合した飲み物が良い)
- 睡眠を十分にとる。
- 吸湿性や通気性のよい素材の服装(クールビズ)、外出時は帽子。
- 発症時の対応を考慮して、ひとりではなく、なるべく複数で行動する。

暑さ本番に向かう時季、気をつけたいのが「熱中症」です。熱中症とは、体の中と外の暑さによって起こる不調や障害のことです。暑熱環境での労働で起こるもの、スポーツ活動中が起こるもの、湿度の高い室内で起こるものなどがあります。

7月下旬から8月上旬の梅雨明け直後が特に要注意。労働中に起こるものについては、近年の労働環境改善などにより減少しつつありますが、油断をすると発生後急速に重症となることもあるので、危険性をしっかりと認識しておきましょう。

暑い「暑さ」と上手につき合う夏にしませんか。

# 熱中症対策

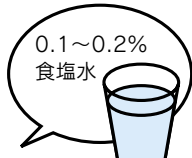
ポイント 暑くなる前に、カラダを「暑さ」に馴らしましょう。

●熱中症とは、暑い環境で発生する障害の総称で、4つの病型があります。

- 熱失神** 皮膚血管の拡張によって血圧が低下し、脳血流が減少しておこるもので、めまい、失神などがみられる。顔面そう白となって、脈は速くて弱くなる。
- 熱疲労** 脱水による症状で、脱力感、倦怠感、めまい、頭痛、吐き気などがみられる。
- 熱けいれん** 大量に発汗したときに水だけしか補給しなかった場合、血液の塩分濃度が低下して、足、腕、腹部の筋肉に痛みをともなったけいれんがおこる。
- 熱射病** 体温の上昇によって中枢機能に異常をきたした状態。反応が鈍い、言動がおかしい、意識がないといった障害がおこり、死亡率が高まる。



失った水と塩分を取り戻そう！



汗は体から熱を奪って体温が上昇しすぎるのを防いでくれます。しかし、失われた水分を補わないと脱水になり、体温調節能力や運動能力が低下します。暑いときにはこまめな水分補給を心がけましょう。

成分表示をみてみよう！

- ▶市販の飲料を選ぶ時成分表示を見ていますか？
- ▶0.1~0.2%の塩分とはナトリウムの量40~80mg(100ml中)が目安です。

また、汗からは水と同時に塩分も失われるので、塩分が不足すると熱疲労からの回復が遅れます。水分の補給には0.1~0.2%程度の食塩水が適当です。

# 医療費は引き続き増加傾向

1人当たり医療費及び医療費の三要素(受診率、1件当たり日数、1日当たり医療費)の推移を見てみました。



## 1人当たり医療費

(1人が1年間に使った平均医療費)

平成22年度の1人当たり医療費は、組合員が11万4819円、被扶養者が11万3662円となっています。前年度と比較して組合員・被扶養者ともに増加しており、特に組合員は4919円の大増となっています。被扶養者については前年度より1280円の増加ですが、9年連続の増加となっており、9年前と比較すると2万6764円も増加しています。

共済組合では、今年度も短期給付財政の安定化計画を策定し、がん検診等補助や人間ドック等利用助成による疾病予防の事業等を進めるとともに、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を積極的に実施しています。皆さんも生活習慣に気をつけ、各事業をご利用になり、早期発見・早期治療を心がけましょう。

## 【医療費の三要素の推移】

### 受診率

(1カ月100人当たりの受診件数)

平成22年度の受診率は、組合員が64.76%、被扶養者が69.79%となっています。5年間の推移をみると、組合員は横ばい傾向となっており、被扶養者は、平成22年度は前年度よりわずかに減少しましたが、増加傾向にあるといえます。

### 1件当たり日数

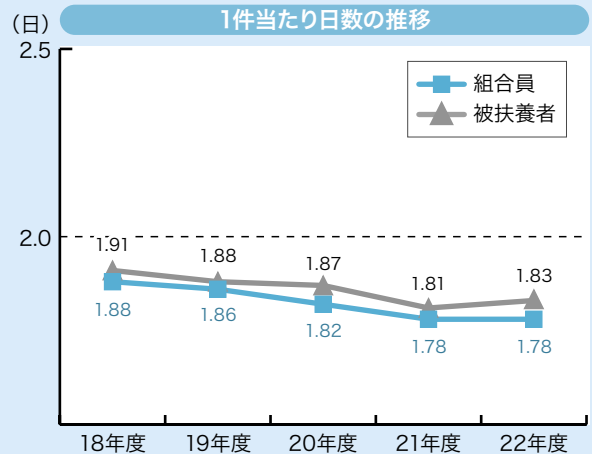
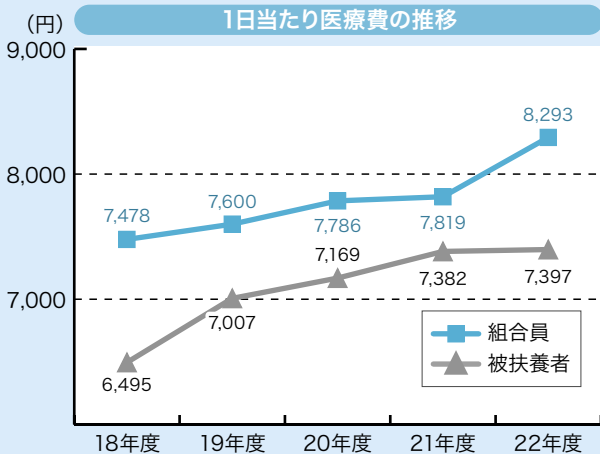
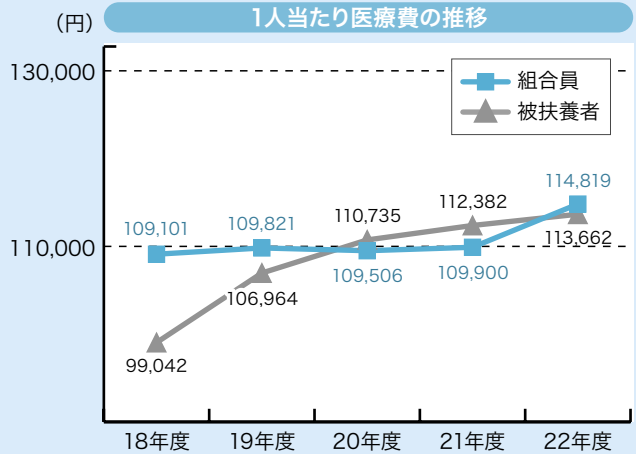
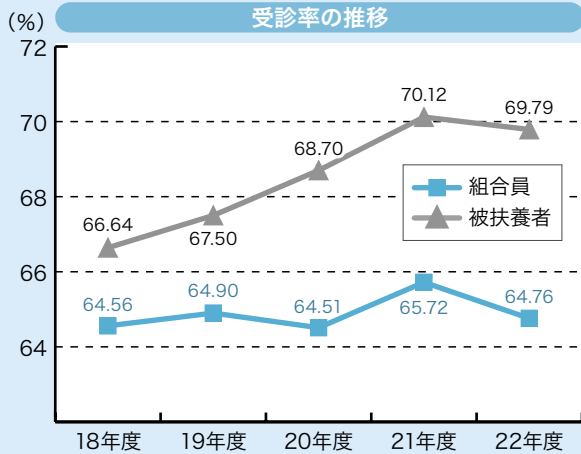
(一つの医療機関で1カ月に受診した平均日数)

平成22年度の1件当たり日数は、組合員が1.78日、被扶養者が1.83日となっています。被扶養者は前年度よりわずかに増加しましたが、組合員・被扶養者ともに減少傾向にあり、薬剤投与期間の長期化や療養病床の再編成などの影響があるものと考えられます。

### 1日当たり医療費

(1日にかかった平均医療費)

平成22年度の1日当たり医療費は、組合員が8293円、被扶養者が7397円となっています。医療の高度化や薬剤投与期間の長期化などの影響から、組合員・被扶養者ともに増加傾向にあり、平成18年度と比較して、10%以上の伸び率となっています。



# 平成22年度 病類別医療費

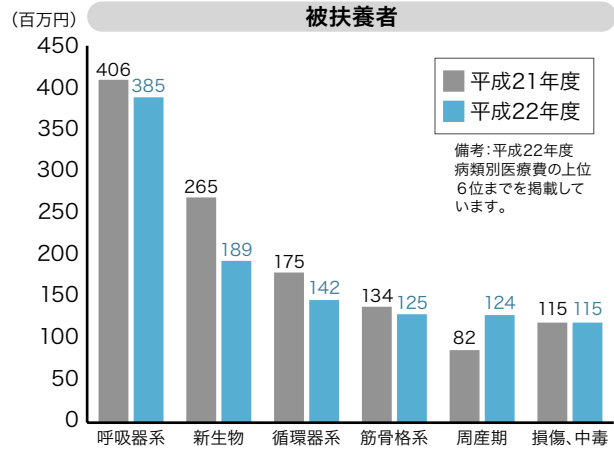
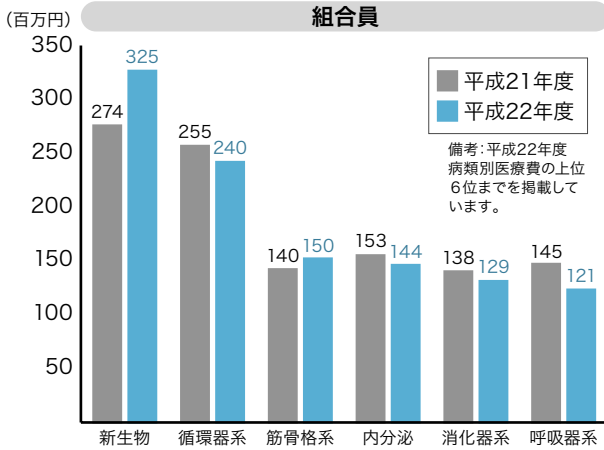
## 組合員の新生物の 医療費が大幅増

平成22年度における組合員の病類別医療費(割合)は、1位 新生物3億2500万円(16.2%)、2位 循環器系2億4000万円(12%)、3位 筋骨格系1億5000万円(7.5%)となっています。

前年度と比較して、新生物が5100万円の大増となったまま、医療費全体に占める割合も2.5%高くなっており、組合員に係る医療費の増加の一因となっているといえます。

被扶養者については、1位 呼吸器系3億8500万円(16.9%)、2位 新生物1億8900万円(8.3%)、3位 循環器系1億4200万円(6.3%)となっています。

前年度と比較して上位3位の順位に変動はなく、医療費は減少しています。特に前年度6600万円の大増となった新生物は7600万円減少し、平年並みの医療費となっています。



### 病類別の主な疾患・症状

病 類	主 な 疾 患 ・ 症 状
呼 吸 器 系	急性鼻咽頭炎(かぜ)、アレルギー性鼻炎、肺炎、気管支炎、喘息、花粉症、急性呼吸不全
新 生 物	胃癌、大腸癌、直腸癌、肝癌、肺癌、乳癌、白血病、良性新生物
循 環 器 系	高血圧、狭心症、心筋梗塞、心不全、脳梗塞、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈硬化症
筋 骨 格 系	腰痛症、坐骨神経痛、肩関節周囲炎、骨粗鬆症、慢性関節リウマチ、多発性関節症、脊椎症
内 分 泌	糖尿病、低血糖症、肥満症、甲状腺腫、バセドウ病、橋本病、末端肥大症
消 化 器 系	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃炎、慢性肝炎、肝硬変、肝不全、胆石症、膵炎
周 産 期	胎児発育遅延、低出生体重児、未熟児、巨大児、出産外傷、出産児仮死
損 傷、中 毒	頭蓋骨骨折、胸骨骨折、頭蓋内損傷、脳振とう、熱傷、腐食、薬剤及び生物学的製剤による中毒、日射病、凍瘡

### 地方公務員共済組合連合会

## 本年9月に長期給付に係る掛金率が引き上げられます

平成21年に行われた地方公務員共済年金における財政再計算により、平成23年9月に長期給付に係る掛金率は、次のとおり引き上げられます。

(単位:%)

区 分	平成22年9月 ～平成23年8月
給 料 に 対する割合※	9.69250
期末手当等 に対する割合	7.754



	平成23年9月 ～平成24年8月
給 料 に 対する割合※	9.91375 (+0.22125)
期末手当等 に対する割合	7.931 (+0.177)

※給料に係る掛金を算定する場合、掛金率を基本給に乗ずることになっています。したがって、諸手当を除いたものに掛金率が乗じられることとなりますので、給料に対する割合は、期末手当等に対する割合と異なります。  
※長期給付に係る掛金率は、地方公務員共済組合連合会定款で定めています。

# ビアパーティーご案内

今年の夏は、えひめ共済会館で乾杯！  
大変お得な、「3時間食べ飲み放題」プランを  
ご用意いたしました。

開催日 平成23年  
7月6日(水)～8日(金)  
19日(火)～21日(木)  
8月4日(木)～5日(金)  
9月14日(水)～16日(金)

★開催日限定★  
18:00～21:00 食べ飲み放題(税込)  
予約/大人.....3,500円 中高生...2,500円  
小学生...1,100円 幼児.....500円  
当日/大人.....3,800円 中高生...2,800円  
小学生...1,400円 幼児.....500円  
※金額はいずれもお一人様分です。

ご予約  
承り中



写真は料理のイメージです。

「御飲食内容」  
バイキング  
・刺身・カルパッチョ  
・手羽次郎・牡蠣フライ  
・パスタ・ピザ・ステーキ  
・キブラフ・オムレツ  
・だし巻き卵・中華あん  
かけ・鶏唐揚・ロース  
トチキン・サラダ・鍋  
・寿司・デザートなど

ドリンク  
・生ビール(アサヒ・キ  
リン)・焼酎(芋・麦)  
・日本酒(熱燗・冷酒)  
・酎ハイ(青りんご・カ  
ルピス・グレープフル  
ーツ・梅・レモン)  
・ソフトドリンク(烏龍  
茶・コーラ・ジンジャ  
ール・オレンジジュ  
ース)など

※ビアパーティーの料理内容は変  
更となる場合がございますので  
予めご了承ください。  
※20歳未満の方には、アルコール  
の提供はいたしません。

※その他ご予算に合わせた各種宴会料理もご用意させていただきますので、お気軽にお問い合わせください。

## 宿泊予約状況(6月1日現在)

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	▲	▲	▲	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	▲	●

● 余裕あり ▲ あと僅か ✕ 満室

**「四国4県共済組合宿泊施設合同プラン」**  
新企画  
「四国旅劇場」  
平成23年7月1日～平成25年3月31日  
どこに宿泊されても お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)  
四国4県の共済組合宿泊施設を是非ご利用ください。  
ご利用することにより、どんどんお得に!!  
詳しくはホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは.....  
**えひめ共済会館**  
TEL 089-945-6311  
FAX 089-945-6322  
〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1  
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>

— 組合の現況 —  
(平成23年5月末現在)

◎所属所数.....	42
◎組合員数.....	15,253人
男.....	9,940人
女.....	5,313人
◎平均給料月額(短期).....	319,209円
◎被扶養者数.....	18,342人
(含任継.....)	内264人
◎任意継続組合員.....	377人
◎年金受給者数.....	15,890人

表紙写真は、新居浜市の垣生漁港に隣接する砂浜でヒラメの放流を実施した時のもので、地元の小中学生に参加を呼びかけ、魚の稚魚の放流を実体験してもらうことで、食育の推進・魚介類の需要拡大を図ることも目的としています。

今後、海の環境保全についての啓発も兼ね、継続して事業が実施される予定です。

表紙によせて  
ヒラメの中間育成放流事業  
(新居浜市)

媛灘沿岸の市町(新居浜市、今治市、西条市、四国中央市)が広域的に協調して取り組んでいる中間育成放流事業は、「作り育てる漁業」の一環として水産資源の維持・増殖を目的に、昭和61年度から実施されている事業です。愛媛県農林水産研究所栽培資源研究所などから稚魚を受け入れ、2～3週間陸上水槽で一定サイズまで育成した後、海浜または船から放流しています。

